

(公印省略)

交推協第107号
令和2年12月21日

大分県交通安全推進協議会各委員・幹事 殿

大分県交通安全推進協議会幹事長
(大分県生活環境部生活環境企画課長)

「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定について（通知）

皆様方には、平素から交通安全対策の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年12月18日、自転車利用に係る交通事故の防止と被害者の保護を図ることを目的とした「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布されました。

本条例は、周知期間を経て、令和3年4月1日（一部規定の第13条及び第14条は令和3年6月1日）に施行されます。

条例には、

- 県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体の責務の明確化（努力義務）
- 職場・学校・家庭での自転車交通安全教育等の推進（努力義務）
- 自転車の点検整備等（努力義務）
- 反射材・被害軽減器具の使用、自転車通学生の乗車用ヘルメット着用等の自転車利用時の安全上の措置（努力義務）
- 自転車損害賠償責任保険等への加入（義務）
- 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認・情報提供（努力義務）

等について規定しており、自転車利用者だけでなく、県民・事業者・交通安全団体・学校関係者等の皆様に関連する内容となっています。

つきましては、自転車事故のない、安全・安心な大分県を実現するために、本条例に規定する交通安全団体として、自転車の安全で適正な利用に関する取組を推進していただくとともに、その内容について、職員の皆様にも周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、本条例の概要、条文骨子を添付いたしますので、ご確認いただくとともに、来年1月以降に、本条例に関するチラシ・ポスターを配布する予定としていますので、各種啓発にご活用ください。

事務局：大分県生活環境部生活環境企画課
交通安全推進班 平川

Tel 097-506-3062 Fax 097-506-1741

E-mail hirakawa-taichi@pref.oita.lg.jp